しらかば逗子乳児保育園 登園許可証明書

しらかば逗子乳児保育園は乳児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが1日快適に生活できるよう、下記の 感染症について登園許可証明書の提出をお願い致します。

しらかば逗子乳児保育園では、園児の健康回復、感染防止の観点から協議し、見直しを行い改訂しました。

園名 しらかば逗子乳児保育園

園児氏名

_		
該当疾 患に〇	疾患名	登園停止期間の基準 * 以下の基準に基づき、主治医が判断する
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤 による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、
	(おたふくかぜ)	かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱・アデノウイルス感染症)	主な症状が消失した後2日経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 (0-157など)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥していること。医師の指示に従う。 夏季のみ水遊び等のため登園許可証明書が必要。

上記の疾患で おそれはないと判 * 園生活での注意 *	_			ところ、現在症状が軽快し他児への感染の 日より登園をしてよいことを証明します。	,
(<u>証明日:</u>	年	月	且	医療機関名)
				医師名	印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より